

取引先各位

公正取引徹底のお願いについて（再要請）

平成27年5月29日
東京電力株式会社
資材部

平素は当社事業運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社送電工事における、送電工事事業者の独占禁止法に違反する行為があったことに伴い、契約関係条文の見直しを実施し、取引先の皆さまに公正取引の徹底をお願いさせていただいているところであります（平成26年1月6日付）。

しかしながら、先般、当社との取引において、独占禁止法に違反する行為があったとして関係事業者に調査がなされているとの一部報道がございました。

本状況を踏まえ、再度のお願いとなりますが、下記取組内容を御確認のうえ、公正取引の徹底に対して、御留意いただきますようお願い申し上げます。

「公正取引の徹底に向けた取り組みについて」

1. 契約関係条文の見直し

①発注者による契約解除可能条項に下線部分を追記

- ・本契約の履行にあたり、受注者または本契約に基づいて委任・下請負させた関係者が独占禁止法等、法令に違反したとき

②談合等に係る損害賠償条項を追加

- ・本契約に関し、受注者または受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法等の規定に違反したときは、損害賠償金として本契約の契約金総額の10分の1に相当する金額を支払わなければならない。但し、発注者に生じた実際の損害の額が損害賠償金を超過するときは、発注者とその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

2. 見積りにあたっての留意事項

①見積書の無効条項に以下を追記

- ・見積りに際して連合等による不正行為を経て提出されたと認められるもの

以上